

## 1 本事業の内容

高齢者の効果的なフレイル予防のため、マイナンバーカードを活用し、本町の公式LINEから、高齢者を中心としたセルフフレイル予防実現に向けてフレイル予防システム等の開発・運用サポートを行うものである。

## 2 本事業の目的

高齢化に伴う医療介護費の増大と財政の圧迫は、全国的な社会問題の1つである。本町は高齢化率が37.84%（令和4年12月1日現在）であり、全国平均29.1%（総務省統計局 令和4年9月15日現在推計）を大きく上回っており、高齢者対策は喫緊の課題である。今後も高齢化率は増加すると予測される本町でのデジタル行政の広がりには「高齢者のデジタルデバインド対策」が最重要と考える。高齢者対策の中でフレイル予防は全国的にも重要な施策の一つとなっており、本町でもフレイル予防への取組は行っている。しかし、全高齢者、全地域で実施できておらず限定的で、介入すべきフレイル対象者を早期に発見・介入しきれていない。

本業務は、高齢者対策のフレイル予防のより効率的・効果的な全町展開を可能とする、公式LINE、マイナンバーカードを活用、健幸アプリと連携した、高齢者自身が定期的にフレイル状態の把握、対策ができる事業の実施を実現していくものである。それは、より多くのフレイル状態の早期発見・データ集計、介入が可能なシステムを構築し、現状の事業より、より多くのフレイル状態の高齢者を早期に発見し、介入につなげることを目的としている。

更に、システムを導入することで定期的にフレイル判定を行い、更なるフレイル状態の高齢者の早期発見、早期介入を実現することでのフレイル予防・介護予防事業の効果を上げていく。また、システムによる集計・分析を行うことで、フレイル予防、介護予防事業等、高齢者へのアプローチを検討する上でのより効果的な手法を検証し効果を更に上げていくというPDCAサイクルを構築することも目的としている。

## 3. 委託期間

委託締結日から令和6年3月25日まで

## 4. 業務委託の内容

### (1) システム開発・保守

システム開発・連携業務実施にあたっては、最低限以下の業務を行うこと。

#### 1) フレイル予防システム（仮称）

##### ①マイナンバーカードを利用した公的個人認証機能を搭載すること

オンラインサービスに係るマイナンバーカードによる本人確認は以下仕様を満たすものとする。

(ア) マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用して即時に独自のIDを生成できること

- (イ) 本事業で構築・連携するシステムの本人確認・認証時に都度マイナンバーカードの読み取りやパスワードの入力を不要とし、生体認証等でシステムにログインできる機能を有していること（マイナポータルAPIを除く）
- (ウ) 内閣官房IT総合戦略室が定めるガイドライン\*におけるレベル2以上の本人確認をシステム利用時の認証に実現できること
- (エ) 一つのサービスに限るような排他的な本人確認ではなく、中立的に官民双方の様々なサービスにAPI連携ができ、既に活用事例の実績を有すること
- ②本町の公式LINEからフレイル度チェック・判定が実施でき、住民のスマートフォンで判定結果を閲覧できる機能を有すること。
- ③令和5年度にマイナポータルAPIと連携し、住民の健康情報を取得・閲覧できる機能を有すること
- ④エビデンスに基づいた基本チェックリストを使ったフレイル度チェック・判定可能なシステムであること。
- ⑤フレイル判定では、生活機能全般を含めた総合評価が可能なシステムであること。
- ⑥高齢者にも分かりやすく、職員が使いやすいシステムであること。
- ⑦フレイル判定の結果が分かりやすく表示され、かつ前回等との結果の比較ができること。
- ⑧町民が、自分でフレイル予防を実施可能できる対策を提示できる機能を有すること。  
なお、対策については、エビデンスに基づいたものであり、住民の状態に合わせたものであること。
- ⑨住民のフレイル度チェックの結果等が閲覧できる機能を有すること。
- ⑩事業評価の為のフレイル度チェックの結果等の集計機能を有すること。
- ⑪「健幸アプリ」とポイント連携ができる機能を有すること。
- ⑫個人情報を取扱うため、情報漏洩しないよう情報セキュリティ対策がなされていること。
- ⑬現在稼働しているフレイル予防システムのシステム内にある過去データを今回開発するデータに紐づけること。
- ⑭システムに関しては、受注者自らが開発し、自らがサポート可能なものであること。  
また、保守対応についても、受注者が窓口となり、発注者からの連絡等の一本化が図れること。
- ⑮サポート・保守期間は、令和8年3月31日迄実施すること。

## (2) 「健幸アプリ」との連携

業務実施にあたっては、最低限以下の業務を行うこととする。

- ①マイナンバーカードを利用した公的個人認証機能を搭載すること。  
オンラインサービスに係るマイナンバーカードによる本人確認は以下仕様を満たすものとする。
  - (ア) マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用して即時に独自のIDを生成できること。
  - (イ) 本事業で構築・連携するシステムの本人確認・認証時に都度マイナンバーカードの読み取りやパスワードの入力を不要とし、生体認証等でシステムにログインできる機能を有していること（マイナポータルAPIを除く）。

(ウ) 内閣官房IT総合戦略室が定めるガイドライン\*におけるレベル2以上の本人確認をシステム利用時の認証に実現できること。

(エ) 一つのサービスに限るような排他的な本人確認ではなく、中立的に官民双方の様々なサービスにAPI連携ができ、既に活用事例の実績を有すること。

②開発するフレイル予防システムとのポイント連携機能を有すること。

### (3) 運用サポート

業務を実施するにあたって、以下の運用サポートをすること

①システム導入時には、稼働後に職員が問題なく操作できるよう、操作研修・支援を行うこと。

②推進協議会に参加し、事業を効果的に推進するためのシステム内容、運用方法の助言を行うこと。

③システム稼働後も操作方法等、システムに関する問い合わせに対応すること。

④住民へのシステム操作等を実施する際にサポートすること。

## 5 実施体制等について

業務を実施するにあたっては、以下の条件を満たすこと

①システム開発・保守、運用サポートが円滑に実施できる人員体制を構築すること。

②想定されるスケジュールについて記載すること。

③システム構築は、令和5年度内で終了すること。

④本事業が効果的に実施できるようフレイル予防の知識を有し、本事業のアドバイスが可能なスタッフを配置すること（リハビリテーション専門職等）。

⑤事業の効果検証を依頼する研究機関の選定は、受託者が実施すること。また、受託後の研究機関との交渉・連携は受託者で実施すること。

⑥業務の実施体制及び実施方針を記載すること。

## 6 セキュリティについて

以下の情報等のセキュリティ対策について講じること

①多可町個人情報保護条例に基づいて行われること。

②サーバーは、ガバナメントクラウド対象クラウドサービスまたはISMAPを利用すること。

③サーバーにウイルス対策ソフトのインストール及び定期的なウイルス定義ファイルの更新を行うこと。

④本業務終了後、使用した情報機器等については、利用した情報の復元ができないよう適切な処理を講じること。

⑤その他使用者の不正使用防止対策を講じること。

## 7 その他

事業目的を達成するために以下の措置を講じること。

①委託事業の内容全般に関し、受託者と町との間で協議を行い、調整を図ること。

②要改善項目が明確になった場合、又は提案依頼書に定めがない事項については、必要に応じて町と受託者が協議のうえ定めるものとする。

③契約期間中の事業実施時、事前打ち合わせ及び事後報告等に係る受託者の交通費、資料印刷費等、事業を完了させるまでに必要な経費は全て請負金額に含めること。

④ 提案内容の拡張性、加えて仕様書にない有用な提案があれば記載すること。(任意)

## 8 スケジュール (予定)

時 期	内 容
契約締結日～7月	仕様協議
8月～11月(12月)	システム構築
11月上旬～末	住民側フレイル判定システム運用テスト・修正
12月1日	住民側フレイル判定システム運用開始
1月上旬～末	管理側システム運用テスト・修正
2月上旬	管理側システム運用開始